



島根県報

平成22年 8 月 27 日 (金)

号外 第 149 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

告 示

島根県告示第552号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町大谷141番1地先から同189番1地先まで	前 A	メートル 3.50～9.20	メートル 370.00	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 減幅 事業用地と交換
			後 A	3.50～9.20	370.00	
			後 B	8.00～23.00	320.00	
"	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町根波別所1909番1地先から同341番地先まで	前 A	4.00～5.00	90.00	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	16.00～39.00	80.00	
			後 B	16.00～39.00	80.00	
"	"	雲南市三刀屋町根波別所341番地先から同1911番2地先まで	前 A	4.00～10.00	430.00	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	15.00～52.00	200.00	
			後 B	15.00～52.00	200.00	
"	別府川本線	邑智郡美郷町京覧原413番1地先から同327番4地先まで	前 A	3.00～9.00	170.20	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 土地所有者へ返還
			前 B	8.50～13.00	147.00	
			後 B	8.50～13.00	147.00	

〃	東仙道津田 停車場線	益田市津田町642番1地 先から同589番6地先ま で	前	A	9.00～ 24.00	334.00	益田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 減幅 市道移管 事業用地と交換
				B	12.50～ 44.80	226.00		
			後	B	12.50～ 44.80	226.00		